

きのこ生産者物価高騰対応事業実施要領

きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表 1 に定めるきのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助及びきのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助については、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）及び交付要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるものとする。

第 1 事業内容

- （１）本事業のメニュー及び事業実施主体は交付要綱別表 1 に、補助対象経費は交付要綱別表 2 に、補助額の算出方法は交付要綱別表 2 に、補助対象施設等は交付要綱別表 3 に、補助単価及び補助対象期間は別表 1 に定めるとおりとする。
- （２）交付要綱別表 2 に定める補助対象経費の内訳は、別表 2 に掲げるとおりとする。

第 2 採択基準

交付要綱別表 1 に定める事業メニューのうち、きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助の採択基準については、以下のとおりとする。

- （１）機器の規模、性能等は、事業実施主体の生産・経営規模からみて適切なものとする。
- （２）設置する施設等については、省エネルギー化に資するものであること。
- （３）交付要綱別表 3 に掲げる施設等について、1 事業費の上限は 500 万円とする。ただし、法人・団体が加温機、乾燥機、ボイラー、殺菌装置を設置する場合にあっては、1 事業費の上限を 300 万円とする。
- （４）交付要綱別表 3 に掲げる施設等（断熱材を除く）について、既存の施設等を更新する場合には、燃油又は電気使用量を 5 %以上削減すること。

第 3 補助金交付申請

事業実施主体は、交付要綱第 3 条の規定により、補助金交付申請書（交付要綱第 1 号様式又は第 2 号様式）を別表 1 に定める期日までに所長に提出するものとする。

第 4 補助金交付決定通知

規則第 4 条の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第 1 号によるものとする。

第 5 変更の承認通知

所長は、交付要綱第 6 条の規定による補助金変更等承認申請書の提出があった場合において、変更等が適当と認めたときにあっては、補助金変更等交付承認通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

第 6 状況の報告

補助事業の遂行状況については、交付要綱第 8 条の規定によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 交付要綱別表 1 に定める事業メニューのうち、きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助にあつては、事業実施主体は、発注を含め事業に着手したときは着手届を、事業が完了したときは完了届を、様式第 2 号により速やかに所長に提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業の実施中に災害等の異常事態が発生した場合は、速やかに所長に報告しなければならない。
- (3) 所長は、前記 (1) から (2) の提出に基づき状況を確認の上、速やかに緑政部長（以下「部長」という。）にその写しを提出するものとする。

第 7 実績報告

所長は、事業実施主体から、交付要綱第 9 条に基づき提出のあった実績報告書により、補助金の額を確定したときは、様式第 3 号により速やかに実績報告書の写しを添えて部長に提出するものとする。

第 8 補助金額の確定通知

- 1 所長は、規則第 13 条の規定に基づき補助金額を確定したときは、第 4 の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、補助金交付額確定通知書（様式第 4 号）により補助事業者に対し通知し、実績報告書（様式第 3 号）と併せて速やかに部長に報告するものとする。
- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

第 9 その他要件等

- 1 本事業により設置する施設等の購入先の選定に当たっては、複数の業者（原則 3 者以上）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には 1 者でもよいものとする。
- 2 本事業の機械器具費で取得した機械の管理運営については、所長による指導監督の下、交付要綱第 11 条第 2 項に規定する財産管理台帳を作成し、関係書類を整備保管すること等により、効率的な利用が図られるようにすることとする。

第 10 財産の管理

- 1 本事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業実施主体が管理しなければならない。
なお、管理に当たっては、交付要綱第 11 条第 2 項に定める財産管理台帳を備えるものとする。
- 2 事業実施主体は、補助金交付の条件を遵守し、本事業により取得し、又は効用の増加した財産の適正な管理に努めなければならない。

第 11 その他

- 1 事業実施主体は、部長等が行う本事業に係る調査等に協力するとともに、知事等から本事業に係る関係書類及び資料の提示又は提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 本実施要領に定めるもののほか必要な事項については、部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から施行する。

別表1（第1関係）

事業メニュー	申請書の提出期日	補助単価			補助対象期間
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	令和6年 9月30日	—			—
きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助	令和6年 7月31日				令和6年 4月～6月
		種別	税込	税抜	
		灯油	22.4 円/L	20.4 円/L	
		A 重油	16.6 円/L	15.1 円/L	

別表 2（第 1 関係） 補助対象経費の内訳

事業メニュー	補助対象経費（消費税相当額を含む。）
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	（ア）機械器具費 本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費とする。 なお、事業雑費は本機及び付属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。 （イ）建物建築費及び構築物設置費 a 工事費 純工事費及び諸経費とする。 （1）純工事費 工事（工事に必要な仮設工事を含め、既存の施設等の処分を含めない。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。 i 直接工事費 労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。 ii 共通仮設費 建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。 （2）諸経費 i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。 ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。 （ウ）その他 本事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

附表 1（第 1 関係） 共通仮設費

区分	内容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

様式第 1 号

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付決定通知書

○第○号

年 月 日

交付決定者 殿

所 長

○年○月○日付けで申請のありました○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり決定したので、規則第 6 条の規定により通知します。

1 補助金額 ○○○○円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった 年度 きのこ生産者物価高騰対応事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに所長の承認を受けなければなりません。なお、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表 2 に定める重要な変更以外の変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに所長の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく所長の指示、若しくは命令に違反したとき

ウ 補助事業者が交付要綱第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき

- (7) この補助金は、事業実績報告書に基づき精算交付します。
- (8) その他、規則、交付要綱、及びきのこ生産者物価高騰対応事業実施要領に従わなければなりません。
- (9) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、所長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- (10) 前号による所長の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあります。

- 3 この補助金に係る実績報告は、交付要綱第 9 条の規定により、所長に提出しなければなりません。
- 4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を 10 年間保管しなければなりません。

また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は所長）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

- 5 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって所長に届け出なければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- 7 規則の定めにより、所長に提出する書類の部数は一部とします。

（ 問合せ先
（所属名・グループ名）（担当者名）
電話 〇〇〇〇 ）

様式第2号

年 月 日

所 長 殿

住所

氏名

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 着手(完了) 届

このことについて、次のとおり着手(完了)したので届け出ます。

1 事業メニュー	きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助
2 着手年月日	年 月 日
3 完了(予定)年月日	年 月 日
4 事業量 (設置施設・台数等)	
5 事業費	円
6 補助金額	円
7 その他必要事項	

(注) 不要な語句については、削除すること

様式第2号

年 月 日

所 長 殿

住所

氏名

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
 (きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 着手 (完了) 届

このことについて、次のとおり着手 (完了) したので届け出ます。

1 事業メニュー	きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助
2 着手年月日	年 月 日 (例: 発注書の日付)
3 完了 (予定) 年月日	年 月 日 (例: 納品書の日付)
4 事業量 (設置施設・台数等)	木質バイオマスボイラー 1 台
5 事業費	円 (補助金額 + 自己資金)
6 補助金額	円
7 その他必要事項	

(注) 不要な語句については、削除すること

様式第 3 号

番 号

年 月 日

緑政部長 殿

所 長

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金実績報告について

補助金の額が確定したので、きのこ生産者物価高騰対応事業実施要領第 7 の規定により、事業実績について報告します。

1 事業実績 別添（写）のとおり

※ 事業実施主体から提出のあった実績報告書の写しを添付する。

※ 額の確定通知を行った場合には、額確定通知書（様式第 4 号）の写しを添付する。

様式第 4 号

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

所 長

年度 きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付決定通知（年 月 日付け 第 号）により
交付決定した補助金については、年 月 日付けで提出された 年度 きのこ生産者物価高騰対応
事業補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、きのこ生産者物価高騰対応事業
実施要領第 8 の 1 の規定により通知します。

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金変更等交付承認通知書

第 号
年 月 日

様

所 長

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度 きのこ生産者物価高騰対応事業補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり決定したので、規則第 6 条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容及び経費の配分は、年 月 日付けで 申請のあった年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金変更等承認申請書（交付要綱第 3 号様式）に記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更等交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号 年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付決定通知書のとおりとします。

問合せ先
(所属名・グループ名) (担当者名)
電話 ○○○○